

○三条市人材育成研修受講料補助金交付要綱

平成17年5月1日

告示第90号

(趣旨)

第1条 この要綱は、三条市補助金等交付規則（平成17年三条市規則第41号）に定めるもののほか、市内の中小企業の振興に資することを目的に市が行う三条市人材育成研修受講料補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 資本の額又は出資の総額が3億円（卸売業については1億円、小売・サービス業については5,000万円）以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人（卸売・サービス業については100人、小売業については50人）以下の会社及び個人をいう。
- (2) 小規模企業者 中小企業者のうち、常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営むものについては、5人）以下のものをいう。
- (3) 中規模企業者 中小企業者のうち、前号に規定する小規模企業者を除いたものをいう。

(補助金の交付)

第3条 市は、中小企業者の代表者、役員又は従業員が経営及び技術に関する管理水準の向上を図るため、中小企業者の人材育成に資するとして市長が指定する研修（以下「人材育成研修」という。）を受講した場合に、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、市内に事業所を有する中小企業者とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、人材育成研修の受講について、国、県等の補助金の交付を受けている場合は、補助金の交付はしないものとする。

(補助金の交付基準)

第5条 補助金の交付額は、次に掲げる交付基準により算出した額とする。

- (1) 補助対象 各研修ごとに1中小企業者当たり1人とする。
- (2) 補助率等 補助率は、別表に掲げるとおりとする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする中小企業者（以下「申請者」という。）は、三条市人材育成研修受講料補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 研修の修了を証する書類の写し

(2) 研修受講料の支払を証する書類の写し

(交付決定等)

第7条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めたときは、三条市人材育成研修受講料補助金交付決定兼確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第8条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けた者があった場合は、当該交付決定を取り消すことができる。

2 前項の場合において、市長は、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の三条市中小企業大学校受講料補助金交付要綱（平成4年三条市告示第119号）又は栄町中小企業大学校受講料補助金交付要綱（平成6年栄町制定）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則（平成19年3月告示第58号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月告示第49号）

(施行期日等)

1 この要綱は、告示の日から施行し、第1条の規定による改正後の三条市商店街環境施設整備事業及び商店街活性化事業補助金交付要綱の規定、第2条の規定による改正後の三条

市売れるものづくり・売れるしくみづくり支援事業補助金交付要綱及び第3条の規定による改正後の三条市中小企業大学校受講料補助金交付要綱の規定は、平成21年3月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成21年3月1日前までに行われた第1条の規定による改正前の三条市商店街環境施設整備事業及び商店街活性化事業補助金交付要綱の規定、第2条の規定による改正前の三条市新商品開発等・新ビジネス展開支援事業補助金交付要綱及び第3条の規定による改正前の三条市中小企業大学校受講料補助金交付要綱の規定による補助金の交付の申請については、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月告示第66号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月告示第174号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月告示第102号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月告示第75号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月告示第468号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正前の様式により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。

別表（第5条関係）

補助対象者	補助率
小規模企業者	1/2（ただし、研修日数が14日以上である場合は、2/3）
中規模企業者	1/3

附 則（令和7年4月告示第79号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

三条市人材育成研修受講料補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

（宛先）三条市長

申請者 事業所所在地
事業所名
代表者氏名
電 話
F A X

三条市人材育成研修受講料補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請し、及び実績を報告します。

- 1 交付申請額 金 円
- 2 受講者氏名
- 3 研修名及び研修施設
- 4 研修期間 年 月 日～ 年 月 日
- 5 受講料 金 円
- 6 事業所の概要
- (1) 業 種
- (2) 常用従業員数 人
- (3) 資本金 万円
- 7 添付書類
- (1) 研修の修了証書（写し）
- (2) 受講料の支払証（写し）

8 補助金振込口座

金融機関名		支店名	本店・()支店
金融機関コード		支店コード	
預金種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義			
ゆうちょ銀行	記号	番号	
フリガナ	1 0		
口座名義			

様式第 2 号（第 7 条関係）

三條市人材育成研修受講料補助金交付決定通知書兼確定通知書

第 号
年 月 日

様

三條市長 

年 月 日付けで申請のあった人材育成研修受講料補助金については、次のとおり交付することを決定し、その額を確定したので通知します。

記

- 1 交付決定額及び確定額 金 円
- 2 受講者氏名
- 3 研修名及び研修施設

様式第3号（第7条関係）

三条市人材育成研修受講料補助金不交付決定通知書

第 号

年 月 日

様

三条市長



年 月 日付けで申請のあった人材育成研修受講料補助金については、次の理由により交付することができませんので通知します。

記

- 1 交付することができない理由

様式第 1 号 (第 6 条関係)

様式第 2 号 (第 7 条関係)

様式第 3 号 (第 7 条関係)